

第6章 更なる基盤づくりに向けて

1 人材の育成

(1) 地域住民

基本目標 1～3に基づく施策の推進により、次のような行動を行うことができる地域住民を育成します。

■地域住民に期待する役割

ア 互いを理解し違いを認め合う

年齢、性別、国籍や障がいの有無等に関わらず、一人ひとりがお互いの差異や多様性を認め合い、ともに生きる地域社会づくりを進めます。

イ 助けること・助けられることを当たり前にする

地域活動やボランティア活動、見守りを必要とする人を支援する助け合い・支え合いの活動等に積極的に参加します。また、支援が必要なときには周囲に声をかけるなどSOSを発信し、「助けられ上手」になります。

ウ 地域福祉推進のために行動する

地域活動やボランティア活動のリーダーになるなど、地域活動推進のために主体的に行動します。地域の課題を見つけ、議論し、解決に向けて行動するために、地域を巻き込んだ活動を進めます。

(2) 専門職

基本目標 4に基づく施策の推進により、次のような専門職のスキル向上を図ります。

①専門職の個別の研修の実施

個別の研修等を実施し、専門職の基礎的なスキルの向上を図ります。

②連携の強化

専門職間のネットワーク形成を図るとともに、地域ケア会議などの個別の事例の積み重ねや、他の専門職のノウハウを学び合うことにより、スキルを高める機会を充実します。

(3) 行政職

以下の取組などを中心に、行政職のスキル向上を図ります。

①豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容の周知

豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の趣旨や方向性を市や社会福祉協議会の職員に周知し、様々な分野において地域福祉の視点から施策を確認し、総合的に施策が推進されるよう取り組みます。

②連携の強化

地域の福祉課題や個別の支援困難事例の対応において、地域や専門職間の連携を強化し、スムーズな支援を行います。

また、行政職員は、地域福祉活動促進のために効果的な指導・助言が行えるよう、専門性とスキルの向上を図るとともに、相談受付から課題解決までを必要な支援者と協力して行うための地域とのつながりを強化します。

2 民生委員・児童委員の活動支援

(1) 情報の共有と連携の強化

民生委員・児童委員の見守り活動を、より行いやすくするために、見守りを必要とする人に関する情報の提供、地域支援者の設定及び各専門機関との連携強化を推進します。

(2) 民生委員・児童委員の制度及び活動の周知

民生委員・児童委員は地域福祉推進の重要な担い手であることから、その役割や制度、活動内容について、市民に十分に周知し、理解を促進します。

3 情報の共有

近年、過剰な個人情報保護の意識などにより、情報を開示することに抵抗を持つ人も少なくありません。しかし、地域での助け合いを進めていくためには、地域にどのような課題があるのか、どのようなことに困っている人が多いのかといった、地域課題等の情報共有が必要不可欠となります。

これから、地域での支え合い、助け合いの活動を活性化していくためにも、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、支援に必要な情報を必要なタイミングで共有できるよう、情報を関係者間で共有する体制を整備します。

4 生活しやすい環境の整備

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

市役所や社会福祉協議会の施設や公共的な施設・空間において、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが利用しやすい安全・安心な環境整備を進めます。

(2) 移動しやすい環境整備

高齢化が進む中、多くの人々が、将来的に車を運転できなくなった時の移動に不安を感じています。市や交通事業者、NPO、ボランティア、地域住民などとの連携の下で、既存の交通サービスの利用や新たな移動手段等の創出について検討し、移動に不便を感じない地域づくりを進めます。

(3) 買い物支援などの生活支援サービスの充実

NPOやボランティア、民間事業者等との連携の下で、買い物支援を始めとする地域の生活支援サービスの創出を促進します。また、その際には、地域の資源を有効に活用し、雇用の創出や生きがいづくり等の効果を生み出すコミュニティビジネスの視点を盛り込みます。

(4) 先進的な技術の活用によるサービス展開の支援

近年、福祉の分野において、福祉機器や介護ロボット、IT機器等の技術が急速に進んでいます。このような先進的な技術を使った支援のあり方についても研究を進め、時代に対応しつつ、新技術を適切に活用できるよう努めます。

5 社会福祉法人等との連携強化

福祉サービスのノウハウや経験、専門人材や施設・設備をより多く有し、地域における公益的な活動が求められる社会福祉法人等について、その役割や位置付けの変化に対応しつつ、専門的で高い支援技術を有する福祉サービスの提供などに向けて連携を強化します。

さらに、生協や農協等についても、住民の生活支援において重要な役割を担っていることを踏まえ、それぞれの主体的な社会貢献活動を支援するとともに連携を図ります。

6 財源の確保と有効活用

(1) 基金の有効活用

行政では、社会福祉に係る寄付金を、豊田市社会福祉基金として積み立てています。地域福祉推進のための更なる基盤づくりの実現に向け、この豊田市社会福祉基金の適切な配分等について検討し、有効に活用します。

また、豊田市社会福祉協議会においても、地域福祉活動基金の原資拡充を図っていくとともに、その運用益についても、地域福祉活動推進のために有効に活用していきます。

(2) 寄附文化の醸成

地域福祉活動への参加方法の一つとして、共同募金活動を始めとする寄附を促進する仕組みを検討し、寄附文化の醸成を図ります。

7 地域包括ケアシステムの構築

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、高齢者、障がい者、子どもなど対象を限定せずに、「医療」「ケア（介護・養育）」「予防」「住まい」「生活支援」のサービスが総合的・包括的に提供される仕組みの検討をしていきます。

当面は、団塊の世代が75歳以上となり急速な高齢化社会が訪れる2025年以後においてサービスを提供できるように、一定の支援サービスができる人材の確保や医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係機関や介護サービス事業者など様々な関係機関との連携を進めていきます。

